# 減 免 制 度

## 袋の無料配付

## ボランティア袋

町会・自治会等の団体や個人が、道路や公園など 乳幼児や公共の場所を清掃した場合は、無料のボランティ むつを履

ア袋を利用できます。市民のみなさまと協働で美化活動を進めます。

※袋の配付を受けるには、事前登録が必要です





※ ごみの種類を表示してください。 (該当するところに○をつける。)

配付数

配付場所

個人・団体(自治会等) 申し込み1回につき 50枚

道路交通課

#### おむつ袋

乳幼児や病気の方、高齢の方などが利用した紙おむつを廃棄する場合は、無料のおむつ袋を利用できます。上記の方々やその家族の経済的負担を軽減します。



申し込み1回につき 50枚

老人福祉館、児童館、コミュニティーセンター、永山公民館、関戸公民館、健康センター、総合福祉センター、市役所1階ロビー、多摩センター駅出張所、エコプラザ多摩

# # エコプラザ多摩で登録受付を行っています。 (TEL 042-338-6836 FAX 042-356-3919) ボランティア袋は、必要なときに各配付場所で申し込みをしてください。

(TEL 042-338-6836 FAX 042-356-3919) 必要なときに、各配付場所で申し込みをしてくだボランティア袋は、必要なときに各配付場所 さい。

●清掃した場所を管理している所に問い合わせてください。

※詳しくは登録時に確認してください

- ●汚れているびん・缶は「燃やせないごみ」、汚れているペットボトルは「燃やせるごみ」に出してください。

ごみ」に出してください。

●紙おむつは、汚物を取り除いてから「燃やせる

ご自宅の庭の落ち葉・草・花・剪定枝は、無料です。詳しくはP.33へ

枝

(自然環境保全のため、緑化を進めます)

## 減 免 制 度

## 有料指定袋の減免

下表の要件に該当する世帯には、申請に基づき有料指定袋を市から無料で交付します。 ※減免になる場合の要件を確認してください

## 減 免 要 件

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 児童扶養手当を受給している世帯

## 世帯全員の 市民税が 非課税であり、

右記要件に該当する世帯

- ③ 特別児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 在宅で生活している愛の手帳に1度または2度と記載されている 方が居る世帯
- ⑤ 在宅で生活している精神障害者保健福祉手帳に障がいの程度が 1級と記載されている方が居る世帯
- ⑥ 在宅で生活している身体障害者手帳(1級または2級)をお持ち の方が居る世帯
- ⑦ 75 歳以上のみで構成する世帯

#### 袋の交付枚数(上限)

世帯人数	有料指定袋の種別	年度当初	免除を決定した月			
			4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
1人~2人	燃やせるごみ(10ℓ)	80枚	80枚	60枚	40枚	20枚
	燃やせないごみ(10ℓ)	10枚	10枚	8枚	5枚	3枚
	プラスチック(20ℓ)	20枚	20枚	15枚	10枚	5枚
3人~4人	燃やせるごみ(201)	80枚	80枚	60枚	40枚	20枚
	燃やせないごみ(20ℓ)	10枚	10枚	8枚	5枚	3枚
	プラスチック(20ℓ)	30枚	30枚	23枚	15枚	8枚
5人以上	燃やせるごみ(201)	120枚	120枚	90枚	60枚	30枚
	燃やせないごみ(20ℓ)	10枚	10枚	8枚	5枚	3枚
	プラスチック(20ℓ)	40枚	40枚	30枚	20枚	10枚

※申請の受付:随時受け付けます

※申請に必要なもの:印鑑・受給証明(児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉 手帳・愛の手帳)が必要です

申請・手続きに関しての問い合わせ等は エコプラザ多摩(☎042-338-6836)へ

35

34